

奈良教育大学教員データベース管理規則

平成19年3月16日
制 定

改正 平成23年 9月13日規則第35号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 奈良教育大学における教員の教育、研究、社会貢献及び大学運営等の諸活動（以下「教育研究等」という。）に関するデータを一元的に収集及び管理する奈良教育大学教員データベース（以下「教員データベース」という。）の適正な管理については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教員等 本学の学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教並びに助手及びこれに準ずる教員をいう。
- 二 教員基礎データ 教員等の教育研究等の活動を取りまとめたデータをいう。

(教員データベースの構成)

第3条 教員データベースは、教員基礎データにより構成する。

2 前項の教員基礎データの集録項目は別表1のとおりとする。

(教員データベースの管理)

第4条 教員データベースの管理は、国立大学法人奈良教育大学学術研究推進委員会（以下「委員会」という。）が行う。なお、教員データベースにかかるサーバの維持管理その他運用に関する支援については、教育研究支援課において行うものとする。

2 教員データベースの管理にあたっては、奈良教育大学情報セキュリティポリシーに準拠するものとする。

3 管理業務の一部又は全部を学外の事業者へ委託する場合は、当該事業者がその業務により知り得た情報について、秘密保持義務を定めた契約を結ぶものとする。

(教員基礎データの登録等)

第5条 教員基礎データの登録及び更新は、教員等が行うものとする。

2 教員基礎データの更新時期は、随時とし、常に最新情報の登録に努めるものとする。

3 教員基礎データは、毎年4月末及び10月末に確定するものとする。

4 本学を退職した教員等の教員基礎データは、在職中の教員等の教員基礎データと区別してシステム内に保存するものとする。

(教員基礎データの公開)

第6条 教員基礎データの学内外への公開にあたっては、公開するデータ項目について当該教員等の意向を聴取し、委員会が決定するものとする。

(教員基礎データの利用)

第7条 教員基礎データの利用については、別に定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、教員データベースの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月16日から施行する。

附 則 (平成23年規則第35号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表1

プロフィール (※ 兼務職・委員会等も含む)

教員からのメッセージ

職歴・委員歴・役員歴

出身大学院等・出身学校、取得学位

所属学会

免許・資格

研究分野 (科研費分類)・キーワード

研究テーマ

共同・受託研究等希望テーマ

共同・受託研究実績

科学研究費

著書

学術論文・報告書

研究発表等

芸術系 (芸体系) の活動・フィールドワーク等

知的財産権

受賞学術賞

海外研究活動、使用する外国語

担当授業科目

教育活動 (学部主担・副担、大学院担当を含む)

教科書・教材

卒論、修論、留学生担当数

地域貢献、国際貢献、学会活動